

委 託 契 約 書 （総価契約） （案）

| | |
|--------------------------|---|
| 委 託 業 務 名 | 湯来町日浦事業区分収林境界点座標化測量その他業務（８－１） |
| 履 行 場 所 | 佐伯区湯来町大字和田 |
| 委 託 期 間 | 令和 ８ 年 月 日から令和 年 月 日まで |
| 委 託 契 約 金 額 | 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円） |
| 契 約 金 額 の 請 求 （ 期 限 ） | 請求期限 受注者は発注者の検査完了後、業務が完了した日の翌日から起算して３０日以内に支払請求書を提出するものとする。 |
| 支 払 期 日 （ 期 限 ） | 契約代金の支払い期日（期限）は、業務が完了した日から起算して６０日目に当たる日とする。ただし、発注者の検査完了後、請求があった日から起算して３０日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。 |
| 検 査 完 了 期 日 （ 期 限 ） | 公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款のとおり。 |
| 契 約 保 証 金 | 契約金額の１００分の１０以上 |
| そ の 他 の 契 約 事 項 | 公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款のとおり。 |
| 特 約 条 項 | なし |
| 適 用 除 外 事 項 | なし |
| 管 轄 裁 判 所 | 広島地方裁判所 |

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 広島市安佐北区深川八丁目３０番１２号
公益財団法人広島市農林水産振興センター
理事長 萬ヶ原 伸二

受注者